

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
附則 第四十二条の規定 国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第五項及び第八条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 估価とする。

前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項
は、政令で定める。

第一項の規定により振興会が解散した場合に
おける解散の登記については、政令で定める。

(国際観光振興会法の廃止)

第三条 国際観光振興会法(昭和三十四年法律第
三十九号。以下「旧法」という。)は、廃止す
る。

(国際観光振興会法の廃止に伴う経過措置)

第四条 旧法(第十三条を除く。)の規定により
て是正され、手続をつらぬくため、通常法又は

7 第一項の規定により機構が振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（交付金勘定に係るものに限る。）から負債の金額（交付金勘定に係るものに限る。）を差し引いた額は、交付金勘定に係る積立金の価額とする。

8 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における寺西を基準として、平田委員が平西として

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）。以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一七年六月一〇日法律第五四号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六六)

第二条 第七条 第十条 第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日
附 則（平成一六年六月二三日法律第一三五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第六条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(施行期日)抄
附則(平成二九年六月三日法律第五〇)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。(罰則の適用に関する経過措置)
第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。